

個人事業者向け「スモール・ビジネスローン」

(平成26年4月1日現在)

資 金 使 途	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金 (借換資金も含む) 等の事業資金
融 資 対 象 者	・ 年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下の個人事業者の方 ・ 同一事業を 2 年以上営み、1 期以上の確定申告を行っている方 ・ 当金庫との預金口座開設後、1 年以上経過している方 ・ 当金庫の審査基準を満たし㈱オリエントコーポレーションの保証を得られる方 (但し、風俗関連営業および金融業の方は対象外となります。)
融 資 金 額	・ 50 万円以上 300 万円以内 (但し、青色申告の方は 300 万円、白色申告の方は 200 万円が上限となります。)
融 資 単 位	・ 50 万円以上 1 万円単位です。
融 資 期 間	・ 6 ヶ月以上 5 年以内
融 資 金 利	・ 金庫所定となります。
返 済 方 法	・ 毎月元利均等分割返済または元金均等分割返済 (半年毎増額返済の併用はできません。)
連 帯 保 証 人	・ 原則不要です。 ・ 但し、保証会社が必要と認めたときは必要となります。
担 保	・ 不要です。
保 証 料	・ 金庫所定金利に含まれております。
手 数 料	・ 融資手数料として 200 円 (消費税別) が必要です。
そ の 他	・ 申込みご本人である事を証明する書類 (原則運転免許証、又は健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード (顔写真付)) が必要です。 ・ 所得証明書類 (税務署及び市町村の「確定申告書」直近 1 期分の写し) が必要です。 ・ 資金使途証明は原則不要です。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（９時～１７時、電話：０２２６-２２-６８３０）にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください
---------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉